



「防眩フィルム」事件

(知財高判令和5年11月30日 令和4年(行ケ)第10109号¹)

概要

(1) 審決取消訴訟において、明確性要件、サポート要件、実施可能要件に関する判断の誤りが争点となった事例(本稿では、実施可能要件に関する判断のみ検討する。)
(2) 裁判所は、複数の実施形態に係る記載その他の本件明細書の記載を併せ考えれば、実施可能要件を満たすとして、実施可能要件違反とした特許庁における取消決定の判断を覆した。

対象特許[特許第6745410号²(下線および注記は筆者が付与。)]

【請求項1】(訂正後)

ヘイズ値が50%以上99%以下の範囲の値であり(注:ヘイズ条件)、
平均粒径が0.5 μ m以上5.0 μ m以下の範囲の値に設定された複数の微粒子を含む防眩層を備え、

前記防眩層には、前記複数の微粒子の凝集が分散しており、分散した前記複数の微粒子の凝集により、前記防眩層の表面に凹凸の分布構造が形成され、

画素密度が441ppiである有機ELディスプレイの表面に装着した状態において、8ビット階調表示で且つ平均輝度が170階調のグレースケール画像として画像データが得られるように調整したときの前記有機ELディスプレイの輝度分布の標準偏差が0以上6以下の範囲の値であり(注:標準偏差条件)、且つ、光学楕幅0.5mmの透過像鮮明度が0%以上60%以下の範囲の値である(注:透過像鮮明度条件)、防眩フィルム。

(注:本件判決では、「ヘイズ条件」、「標準偏差条件」、および「透過像鮮明度条件」を総称して「本件3条件」としている。)

【0003】

防眩層の表面に凹凸を形成する方法としては、例えば特許文献1に開示されるように、防眩層中に微粒子(フィラー)を分散させる方法(注:第2実施形態)や、特許文献2に開示されるように、複数のポリマーの液相からのスピノーダル分解によって形成される相分離構造を利用する方法(注:第1実施形態)や、特許文献3に開示されるように、金型により凹凸形状を転写成形する方法等が挙げられる。

【0079】

第1実施形態において前述したスピノーダル分解によって、このような凹凸を防眩層に形成できるが、その他の方法によっても、このような凹凸を防眩層に形成できる。例えば第2実施形態のように、防眩層の表面の凹凸を形成するために複数の微粒子を使用する場合でも、防眩層の形成時に微粒子とそれ以外の樹脂や溶剤との斥力相互作用が強くなるような材料選定を行うことによって、微粒子の適度な凝集を引き起こし、急峻且つ数密度の高い凹凸の分布構造を防眩層に形成できる。そこで以下では、その他の実施形態の防眩層について、第1実施形態との差異を中心に説明する。

取消決定の理由(実施可能要件違反に関する部分)

平均粒径が0.5 μ m以上5.0 μ m以下の範囲の複数の微粒子を含み、分散した複数の微粒子の凝集により、防眩層の表面に凹凸の分布構造が形成された防眩層を備えるという条件を満たし、かつ、本件3条件(ヘイズ条件、標準偏差条件及び透過像鮮明度条件を

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=6067

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-6745410/15/ja>

包括した条件)の数值範囲をくまなく満たす、種々の防眩フィルムを、どのように製造すればよいのかを当事者が理解することは困難であるから、本件明細書の記載は実施可能要件に反する。

裁判所の判断

本件取消決定における実施可能要件違反の判断は、「本件特許発明は第2実施形態(微粒子の凝集により凹凸を形成)に係る防眩フィルムであって、第1実施形態(スピノーダル分解による凝集により凹凸を形成)は本件特許発明に含まれない」という考え方を前提としていた。この点について、裁判所は、以下のように判示して、取消決定における判断の前提を覆した。

…本件明細書で第1実施形態を説明する【0056】の「防眩層3は、マトリクス樹脂中に分散された複数の微粒子(フィラー)を含んでいてもよい。」との記載、【0058】の「微粒子の平均粒径は特に限定されず、例えば、 $0.5\mu\text{m}$ 以上 $5.0\mu\text{m}$ 以下の範囲の値に設定できる。」との記載及び【0059】の「微粒子の平均粒径が小さすぎると、防眩性が得られにくくなり、大きすぎると、ディスプレイのギラツキが大きくなるおそれがあるため留意する。」との記載を参酌すれば、第1実施形態には、スピノーダル分解による凝集と微粒子の凝集の両方により表面に凹凸の分布構造が形成されている防眩層を備える防眩フィルムが含まれているといえる。したがって、本件特許発明においては、スピノーダル分解による凝集のみにより表面に凹凸の分布構造が形成されている防眩層は含まないが、スピノーダル分解による凝集と微粒子の凝集の両方により表面に凹凸の分布構造が形成されている防眩層は排除されていないのであり、第1実施形態に係る防眩フィルムが本件特許発明に含まれないとする被告の主張は採用できない。

その上で、裁判所は、第1実施形態および明細書におけるその他の部分の記載を併せ考えれば、実施可能要件を満たすと判断した。

まとめ

上述のとおり、本件においては、実施可能要件違反の判断にあたり、その判断の前提となる明細書の記載(考慮すべき範囲)について、特許庁と裁判所とで考え方が分かれた。「第1実施形態」の記載を考慮に入れるかという点が、1つの分岐点となっている。

請求項1	第1実施形態	第2実施形態
「分散した前記複数の微粒子の凝集により、前記防眩層の表面に凹凸の分布構造が形成」 (スピノーダル分解による凹凸との併用を排除せず。)	・スピノーダル分解による凹凸形成 ・微粒子の併用に関する言及(【0056】等)	・微粒子の凝集による凹凸形成

明細書の発明の詳細な説明において複数の実施形態を記載するとき、それらの組み合わせを明示しておくことで、記載要件等の判断において不利な取り扱いを回避できることがあり得る。

ただし、権利範囲に係るクレーム解釈の観点から、たとえば、好ましい一例による効果の記載について、あくまで「個別の一実施形態による効果」としてのみ記載する方が望ましい場合もあり得る。

複数の実施態様の組み合わせや相互作用をどのように記載するかについては、後々に意図しない結果を招かないように、出願時に納得がいくまで検討することが望ましい。

キーワード 特許、実施可能要件(36条4項1号)

[担当] 深見特許事務所 高橋 智洋

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。